

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 8 月 8 日 16 : 15 閉会 平成 26 年 8 月 8 日 17 : 00
2 場 所	委員会室
3 出席委員	大縄武夫、鈴木孝則、割貝寿一、鈴木幸江、小林達信
4 欠席委員	
5 出席要求者	藤田恵二（副議長）
6 職務出席者	鈴木道男（議長） 議会事務局長、書記
7 説明員	なし
8 付議事件	第 1. 定例会の検証について その他
9 議事の経過	<p>副委員長開会 委員長あいさつ 委員長：定例会の検証については延び延びとなり本日になってしまった。さっそく議事に入る。事務局に説明させる。 （事務局長が資料説明） 要旨 1. 議長に対する質問はできないことになっている。 2. 傍聴者のあいさつは先の議運で必要以上にやるべきでないと決定していたが、6 月議会ではあいさつが目立った。 3. 一般質問のできる範囲について Q&amp;A 配布のとおりである。 4. 通告外の質問 通告は議長に対して行うもの。通告外は、議員の良識の範囲とせざるを得ないとなっているので議運の検証で先例を作ることになる。 5. 一般質問の答弁者のうち町長と教育委員長の権能の違いを資料に記載した。</p> <p>委員長：意見等あるか。 小林委員：傍聴者のあいさつは問題視する必要がない。やりたい人はやればいいと思う。以前から何人かの人がやっている。長々とやっているわけではない。 委員長：法律には載っているのか。 事務局長：載っていない。傍聴者は会議に参加するものではない。傍聴者へ注意など、やり取りは議長だけができるものではないか。 委員長：言葉を発することなく一礼だけにするとか、決めておいたほうがいいと思う。 割貝委員：一礼だけだろう。 鈴木孝則委員：一切行うべきではないと思う。あくまでも傍聴者は傍聴者である。一般質問は議会のやり取り。傍聴者はそれ以外のもの。会釈すらおかしいのではないか。</p>

小林委員：議員個々の対応とすべき。細かい点に縛りをつけてやるべきではない。一礼で一言だけである。傍聴者は当然意識してやっている。

委員長：賛否両論である。委員長としては、原則禁止とし、一礼ぐらいは認めるとしたいがどうか。

割貝委員：委員長の案でよい。

小林委員：個人に任せるべき。

委員長：あいさつはしないのが望ましいとしたい。

小林委員：一般質問のできる範囲の明確化など議運としての対応を決めなければならないと思うが。

委員長：定例会の運営について協議するにあたって一般質問に関しては、慎重に対応すべきと考える。

割貝委員：質問できる範囲を理解していない場合もある。あらかじめ、できない事例を示さないと繰り返す恐れがある。ある意味できない範囲でもいかにして質問するかが技量でもあるが、具体例を示さないと。一般質問の通告後に書き直すのは大変である。

委員長：一般質問受け付け前に、質問通告に関し注意を議員に通知することがよいか。

（よい。という人あり）

割貝委員：あとは、前もって事務局に聞くようにすればいい。

鈴木孝則委員：事務局は荒目のフィルターをかけるようなもの。最終的には議運である。

議員必携にも書いてある。よく読んで判断してほしいとするしかない。

鈴木幸江委員：本会議前に周知していくしかない。締め切り後に却下されては困るだろう。

委員長：締め切りは 28 日だが前もって出していただくよう働きかけるようにしたい。

鈴木孝則委員：職員に聞けば分かるようなものまで一般質問することはどうかという人もいるが、その辺は議員の考え方だと思うのでそこまでは規制できないと思う。

委員長：一般質問がよりよくなるよう努力したい。次に通告内容について、事務局。

事務局長：質問内容にあたるか否かについても、大雑把な通告では、判断できない。したがって、通告内容を具体的に明確にすべきと考える。

委員長：通告内容を細かく出してもらおう。それによって議運は判断する。ということ。

小林委員：その点に関しては、事務的に各議員に伝えることはできるのではないか。

委員長：そのようにすればスムーズにできる。今回の日程でそれはできるか。

事務局長：今回の日程であれば、可能かと思う。ただ、通知の中で一般質問の内容審査をこれまで以上に厳格にするので、早めに提出してほしいとの通知をしていただければ各議員も慎重になるのではないかと思う。

委員長：そのようにしたいと思うがどうか。

（異議なし）

委員長：そのように取り扱う。またこれらに関し検証をしていきたい。通告時間について事務局から説明する。

（事務局説明）

委員長：通告時間であるが、全協で 80 分を堅持することの協議をしている。簡単に 60 分

にするのでなく、80分必要とする場合を除いて60分を目安にやる方がいいと思う。意見を聞きたい。

小林委員：60分を目安とすることを全協に提案してほしい。

委員長：原則として60分としてはどうか。

鈴木幸江委員：反対である。80分の上限はそのままにしてほしい。

委員長：80分はそのまま、60分をめどとしてやってほしいということ。

鈴木幸江委員：これまで通りということか。

小林委員：80分やってみて、集中力が持たない。聞いている人のことも考えれば60分とすることがよいと思う。

委員長：80分を上限とするが60分以内が望ましいとしたい。これでよいか。

(異議なし)

委員長：前回の全協の時に一般質問の内容に関して一般質問に値しないものが多いという旨発言した議員がいる。これは問題ではないか。注意は必要ないか。

議長：これまでもそのような発言した議員はいた。他の議員のことについてそのような話をするのは望ましいことではない。

委員長：注意はしなくてもよいか。

小林委員：全協の雑談的などころでの発言なのでできないのではないか。

委員長：その時点で注意をすべき案件として、今後注意していきたい。これで、議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長